

左京区選挙管理委員会告示第17号

昭和43年4月18日左京区選挙管理委員会告示第2号（公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区）の一部を次のとおり改正します。

平成27年10月30日

左京区選挙管理委員会

委員長 中 面 清 和

第9投票区の項中「久多中の町」の右に「，久多上の町」を加える。

第39投票区の項及び第40投票区の項を次のとおり改める。

第39投票区	広河原杓子屋町，広河原能見町，広河原下之町，広河原菅原町，広河原尾花町
--------	-------------------------------------

(左京区選挙管理委員会事務局)